



こう つう あん ぜん 交 通 安 全 テ ス ト

(5・6年生用)



ただ正しいものには○を、まちがっているものには×を記入してください。

- ① 自転車に乗る時は、ヘルメットをかぶった方がよい。



- ② 歩行者がたくさん渡っている横断歩道を自転車に乗ったまま渡った。



- ③ 「止まれ」の標識がない交差点では、自転車は一時停止や左右の安全確認をせずに進んでもよい。



- ④ 自転車から降りるときは、自転車の左側に降りたほうがよい。



- ⑤ 下の絵の中で交通ルールを守っていない人はいない。



交通安全テスト

令和2年4月号

解答・解説 (5・6年生用)

① 自転車に乗る時は、ヘルメットをかぶった方がよい。【○】

A : 自転車に乗る時はヘルメットをかぶりましょう。

- 道路交通法第63条の11（児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項）

児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

(児童～6歳以上13歳未満 幼児～6歳未満)

- 交通の方法に関する教則 第3章第1節1（自転車に乗るに当たっての心得（抜粋））

(8) 子供の保護者は、子供が自転車を運転するときや、幼児を幼児用座席に乗せるときは、子供に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。また、シートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗せるときは、シートベルトを着用させましょう。

<指導のポイント>

ヘルメットは頭を守る大切なアイテムです。

万一の転倒に備えて、ヘルメットはサイズの合ったヘルメットを選び、あごひもをしっかりと締め、正しくかぶりましょう。

また、ご家族に高齢者がいる場合も自転車ヘルメットを着用するようすめましょう。

※ 年齢にかかわらず、ヘルメットの着用が条例で定められている市町村があります。

※ 平成28年4月1日に施行された「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」において

○ 65歳以上の高齢者が自転車に乗車するときはヘルメットを着用するよう努めなければならない
と規定されました。

② 歩行者がたくさん渡っている横断歩道を自転車に乗ったまま渡った。【×】

A : 歩行者の通行を妨げる場合は、自転車に乗ったまま通行してはいけません。

- 交通の方法に関する教則第3章第2節1（自転車の通るところ（抜粋））

(5) 道路を横断しようとすると、近くに自転車横断帯があれば、その自転車横断帯を通行しなければなりません。また、横断歩道は歩行者の横断のための場所ですので、横断中の歩行者がいないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、自転車に乗ったまま通行してはいけません。

<指導のポイント>

横断歩道は歩行者が横断するための場所ですので、歩行者の通行を妨げるような場合は自転車から降りて、自転車を押して横断しましょう。

③ 「止まれ」の標識がない交差点では、自転車は一時停止や左右の安全確認をせずに入んでもよい。【×】

A : 「止まれ」の標識がない交差点でも一時停止をして、左右の安全確認をしましょう。

- 道路交通法第43条（指定場所における一時停止（抜粋））

車両等は、交通整理が行なわれていない交差点又はその手前の直近において、道路

標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前（道路標識等による停止線が設けられていない場合にあっては、交差点の直前）で一時停止しなければならない。

● 交通の方法に関する教則第3章第2節3（交差点の通り方（抜粋））

(2) 信号機などによる交通整理の行われていない交差点に入るときは、次のことに注意しましょう。

ア 「一時停止」の標識のあるところでは、一時停止をして、安全を確かめなければなりません。

イ 交差点に入るときは、交通量の少ないところでもいきなり飛び出さないで、安全を十分確かめ、速度を落として通りましょう。また、狭い道路から広い道路に出るときは、特に危険ですから一時停止をして安全を確かめましょう。

＜指導のポイント＞

「一時停止」の標識があるところでは、一時停止をし、安全確認をすることはもちろんのこと、標識のない見通しの悪い交差点でも、同じく一時停止をして周りの安全をよく確かめてから進むようにしましょう。

④ 自転車から降りるときは、自転車の左側に降りたほうがよい。【○】

A：自転車から降りるときは、自転車の左側に降りましょう。

● 交通の方法に関する教則 第3章第1節4（自転車の正しい乗り方（抜粋））

(5) 停止するときは、安全を確かめた後、早めに停止の合図を行い、まず静かに後輪ブレーキを掛けて十分速度を落としながら道路の左端に沿って停止し、左側に降りましょう。

＜指導のポイント＞

自転車は車道の左端に沿って通行することが原則ですので、道路の左端に沿って停止し、自転車の左側から乗り降りしましょう。

自転車の右側に降りると、車やバイクが、右後ろから走ってくるので大変危険です。

⑤ 下の絵の中で交通ルールを守っていない人はいない。【×】

A：守っていない人はいる。交通ルールを守っていないのは右側通行の自転車である。



● 道路交通法第17条第4項（通行区分（抜粋））

車両は、道路（歩道等と車道の区別のある道路においては車道。）の中央から左の部分を通行しなければならない。

● 道路交通法第18条第1項（左側寄り通行等（抜粋））

車両（トロリーバスを除く。）は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、自動車及び原動機付自転車にあっては道路の左側に寄って、軽車両にあっては

道路の左側端に寄って、それぞれ当該道路を通行しなければならない。

※ 道路交通法第2条第1項第8号・第11号（概要）

- ・ 車両とは自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。
- ・ 自転車は、軽車両に分類される。

<指導のポイント>

車は左側通行です。

車の仲間である自転車も左側通行となり、車道の左側端を通行しなければなりません。